

NEWS RELEASE www.jogmec.go.jp

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

問合せ先： 担当部担当課 水谷・田中 TEL: 03-6758-8025
 広報担当： 総務部広報課 乾 TEL: 03-6758-8106

[お知らせ]セーシェル海域での「海外地質構造調査事業」 に関する事業継承説明会の開催

JOGMEC(本部:東京都港区、理事長:河野博文)は、2013年8月よりセーシェル海域での「海外地質構造調査事業」を実施しております。このたび、本事業を継承し、当該海域において探鉱事業を実施する意思のある本邦企業を募集します。JOGMECは、継承を希望する本邦企業に対し、鉱区獲得における優先交渉権の付与先として指名します。本件の応募を希望される方は、下記の要領をご覧の上、事業継承説明会にご参加下さいますようお願い申し上げます。

「海外地質構造調査事業」とは、外国政府や国営石油会社からの要請を受け、あるいは JOGMEC からの働きかけにより、JOGMEC が地質調査・物理探査などの調査の実施や既存データの入手を行い、対象地域の石油ポテンシャルを評価するものです。これにより、調査対象地域の技術的リスクを低減するとともに、相手国との関係を構築し、我が国企業の進出の促進を図っています。

[参考]

“JOGMEC、セーシェル共和国政府およびペトロセーシェルと石油探鉱共同調査契約締結 –セーシェル海域での「海外地質構造調査事業」の実施–”

http://www.jogmec.go.jp/news/release/news_10_000050.html

1. 募集内容

本事業の調査海域である「セーシェル共和国マヘ島西沖合」鉱区において、探鉱事業を実施する意思があり、JOGMEC から「鉱区獲得における優先交渉権」の付与先として指名されることを希望する本邦企業を募集します。

2. 応募方法

JOGMEC からの優先交渉権付与先としての指名を利用して、前述した鉱区への参入を希望する本邦企業は、下記の事業継承説明会に必ずご参加ください。

海外地質構造調査事業「セーシェル共和国マヘ島西沖合」に関する事業継承説明会

目的: 継承手続きおよびスケジュールに関する詳細説明

日時: 平成 27 年 8 月 4 日 15:00-16:00

場所: JOGMEC 虎ノ門本部 20A 会議室(予定)

参加費用: 無料

参加資格: 有り*1

守秘義務: 有り(別添「[秘密保持誓約書](#)」を事前に下記担当者まで郵送すること)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-10-1 虎ノ門ツインビルディング

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

石油開発技術本部 探査部海外探査課 水谷 健亮

*1:参加資格:以下の全てを満たすこと。なお、参加資格を満たすかに関して質問等がある場合、以下を満たすかに関しての確認を行うことがあります。

(1)現在、国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないこと。

(2)以下のいずれかに該当する法人であること。

①本邦法人(当該法人の株式の過半数を本邦人又は本邦法人が所有し、取締役及び代表権を有する取締役のそれぞれ過半数を本邦人が占めている法人に限る。)

②本邦法人の海外子会社(本邦人又は本邦法人が出資し、かつ、経営に参加している外国法人であり、当該法人の株式の過半数を本邦人又は本邦法人が所有し、取締役及び代表権を有する取締役のそれぞれ過半数を本邦人が占めている法人に限る。)

③本邦法人の海外孫会社(本邦人又は上記②に定める法人が出資し、かつ、経営に参加している外国法人であり、当該法人の株式の過半数を本邦人又は上記②に定める法人が所有し、取締役及び代表権を有する取締役のそれぞれ過半数を本邦人が占めている法人に限る。)

(3)自ら又は子会社若しくは関連会社を通じて、海外における他の石油・天然ガス権益を保有していること、又は、第三者との間で液化天然ガスの輸入による購入契約(ただし、契約期間が複数年に亘るものに限る。)を締結していること。

なお、関連会社の定義は、次の各号のいずれかに該当する法人をいいます。

① 自らが直接又は間接的に議決権株式の過半数を保有している法人。

② 自らの議決権株式の過半数を直接又は間接的に保有している法人。

③ 自らの議決権株式の過半数を直接又は間接的に保有している法人が、直接又は間接的に議決権株式の過半数を保有している法人。